



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 8 月 31 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

クロスボーダーの関連会社間取引の監視及び調査の強化について

中国国家税务总局は、多国籍企業が金融危機を背景として、中国国外にある関連会社の損失を中国国内の関連会社に移転させることを防ぐため、2009年7月6日付「クロスボーダー関連取引の監視及び調査の強化に関する通知」(国税函「2009」363号)を公布しました。同通知によれば、多国籍企業が中国に設立した「限定された機能及びリスクを負担する関連会社」に損失が生じた場合、『「特別納税調整実施弁法(試行)」の通知』(国税発「2009」2号: 詳細は平成21年2月21日付香港駐在員事務所発りそな銀行アジアニュース『「特別納税調整実施弁法(試行)」の公布～中国の移転価格税制について』をご参照)で定める移転価格分析説明資料などのいわゆる“同期資料”の提出が必要になりました。主な内容は以下の通りです。

1、関連会社取引の対象企業の範囲拡大

調整前 (国税発「2009」 2号記載弁法条 文第39条)	関連会社からの注文書に基づき加工製造にのみ従事し、製品開発・販売等の機能を担わない企業は、グループの意思決定の誤り、稼働率の不足に起因する損失を負うべきではなく、該当製品につき一定の利益水準を維持しなければならない。
調整後 (国税函「2009」 363号一)	多国籍企業が中国に設立した、単一の生産(来料加工或いは進料加工)、販売、或いは契約に基づく研究開発等の限定された機能及びリスクを負担する企業は、金融危機に起因するマーケット状況や意思決定等によるリスクを負うべきではなく、利益とリスクの相関・相互作用に伴う価格移転の原則に基づき、合理的な利益水準を確保しなければならない。

2、同期資料作成対象企業の要件及び提出時期の調整

	同期資料作成対象企業の要件	提出時期
既存要件 (国税発「2009」 2号記載弁法条 文第15、16条)	企業は同期資料の準備が必要であるが、下記のいずれかに該当する場合は免除される。 ・年間の関連会社との仕入販売金額(来料加工の場合、年度輸出入通関価格)が2億元以下、且つ、関連会社とのその他の取引金額(貸付は利息の受取・支払金額)が4,000万元以下の場合。但し当該年度中に実施した費用分担協議或いは事前確認に基づく関連会社との取引の金額は含まない。 ・関連会社取引が事前確認の対象範囲に入っていること。 ・外資持分が50%以下、且つ、中国国内の関連会社のみと取引が発生する場合。	費用分担協議を締結している場合、及び不可抗力の場合を除き、企業は関連会社との取引発生年度の翌年の5月31日までに、当該年度の同期資料の準備を完了し、税務当局が要請した場合要請日から20日以内に同期資料を提出しなければならない。
追加要件 (国税函「2009」 363号二)	上述の363号一の対象企業に欠損が発生した場合、上記の作成免除要件に該当しているかどうかに関わらず、当該年度の同期資料の提出が必要。	欠損発生年度の翌年の6月20日までに同期資料及びその他の関連資料の提出が必要。

本通知により、各地方税務機関は、中国を含めグローバルに拠点展開する企業に対し、関連会社とのクロスボーダー取引に関する監視及び調査を強化することになりました。今後、国外の関連会社と取引があり、継続的に欠損が発生或いは利益の少ない中国進出企業は、該当関連会社との取引価格の決定メカニズムの明確化等移転価格問題に十分留意することが必要となります。

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に關しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載